障害者任免状況（令和７年１１月２１日現在）

算定の基礎となる職員の数	障害者である職員の数	実雇用率	法定雇用率	不足数
1,241.5 人	37.5 人	3.02%	2.8%	0.0 人

（注１）　「算定の基礎となる職員の数」は、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

（注２）　「障害者である職員数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を２人に相当するものとしてカウントしています。

　また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員並びに３年以内に手帳の交付を受けた精神障害者である短時間勤務職員については、1 人１カウントしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしています。

（注３）　法定雇用障害者数は、（注１）の算定基礎とある職員数に法定雇用率を乗じて得た数（人数のため　１人未満切り捨て）であるため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、法定雇用障害者数を達成する場合があります。

（注４）　障害の種別や程度の区分ごとの人員などについては、特定の者が障害者であることや障害の程度などが推認されるおそれがあることから、非公表とします。

（注５）　桑名市は、法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、桑名市教育委員会及び桑名市上下水道部に勤務する職員を合算しています。